

資産課税課情報	第18号	平成29年10月5日	国 税 庁 資産課税課
---------	------	------------	----------------

「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）

平成29年6月19日付課資5-140ほか1課共同「『租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）により、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その概要について別添のとおり送付するので、執務の参考とされたい。

なお、単なる条項の異動等その改正の内容が形式的なものについては省略した。

目 次

〔措令第25条の17第7項関係〕

- 20 文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人 1
21 基本金に組み入れた財産の譲渡 4

〔措令第25条の17第9項関係〕

- 22 措令第25条の17第7項の申請の承認があった者が当該承認後に提出する同条第9項の確認書類
の提出期限 5

この情報は、平成29年4月1日現在の法令等に基づいて作成している。

《省略用語例》

この情報において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。

措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

措令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

措規……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）

(文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人)

20 措令第25条の17第7項に規定する「私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第1項(書類の作成等)」に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものとは、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従い会計処理を行う学校法人(以下この項において「学校法人」という。)をいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る学校法人の監査報告書又は寄附行為などに当該学校法人の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

(1) 平成29年度税制改正により、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の適用に係る申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例(以下「承認特例」という。)について、対象となる財産の見直しがされた上で、その対象となる公益法人等の範囲が拡充されるなどの改正が行われた。その概要は次のとおりである。

措置法第40条第1項後段の贈与又は遺贈が、公益社団法人、公益財団法人、学校法人(私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第1項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準(学校法人会計基準)に従い会計処理を行うものに限る。以下同じ。)又は社会福祉法人(以下「公益法人等」という。)に対するものである場合において、次の①に掲げる要件を満たすものであることを証する書類を添付した申請書(公益法人等が贈与又は遺贈に係る財産について、不可欠特定財産として次の①ハ(イ)の定款の定めを設けることとする旨又は同(ロ)若しくは(ハ)の方法により管理することとする旨の記載のあるものに限る。)の提出があったときは、措置法第40条第1項後段に規定する要件は、次の①に掲げる要件とする(措令第25条の17⑦)。

① 特例要件

イ 贈与又は遺贈をした者が公益法人等の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと。

ロ 贈与又は遺贈を受けた財産が、措置法第37条の10第2項に規定する株式等(同項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げるものに限る。)、新株予約権付社債(資産の流動化に関する法律第131条第1項に規定する転換特定社債及び同法第139条第1項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。)又は所得税法第174条第9号に規定する匿名組合契約の出資の持分でないこと。

ハ 次の(イ)から(ハ)までに掲げる法人の区分に応じ、(イ)から(ハ)までの要件を満たしていること。

(イ) 公益社団法人又は公益財団法人

贈与又は遺贈を受けた財産がその公益社団法人又は公益財団法人の不可欠特定財産(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に規定する財産をいう。以下同じ。)であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること。

(ロ) 学校法人

贈与又は遺贈を受けた財産(その財産につき譲渡があった場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した財産を含む。)がその学校法人の財政基盤の強化を図るために一定の方法により管理されていること。

(注) 財政基盤の強化を図るための一定の方法とは、贈与又は遺贈を受けた財産につき、学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法をいう(措規18の19⑦一)。

(ハ) 社会福祉法人

贈与又は遺贈を受けた財産(その財産につき譲渡があった場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した財産を含む。)がその社会福祉法人の経営基盤の強化を図るために一定の方法により管理されていること。

(注) 経営基盤の強化を図るための一定の方法とは、贈与又は遺贈を受けた財産につき、社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法をいう(措規18の19⑦二)。

ニ 次の(イ)から(ハ)までに掲げる法人の区分に応じ、(イ)から(ハ)までの要件を満たしていること。

(イ) 公益社団法人又は公益財団法人

公益社団法人又は公益財団法人の理事会において、公益社団法人又は公益財団法人が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び贈与又は遺贈を受ける財産につき不可欠特定財産とすることが決定されていること。

(ロ) 学校法人

学校法人の理事会において、学校法人が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び上記ハ(ロ)の財産につき、同(ロ)の方法により、基本金に組み入れることが決定されていること。

(ハ) 社会福祉法人

社会福祉法人の理事会において、社会福祉法人が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び上記ハ(ハ)の財産につき、同(ハ)の方法により、基本金に組み入れることが決定されていること。

② 承認特例における自動承認

上記①に掲げる要件を満たすことを証する次の③に掲げる書類を添付した申請書の提出があった場合において、当該申請書の提出後1月以内に、承認又は不承認の決定がなかったときは、当該申請の承認があったものとみなされる(措令25の17⑧)。

③ 適用手続

上記①に掲げる要件を満たすものであることを証する書類を添付した申請書を提出した者で申請の承認があったものは、公益法人等の贈与又は遺贈をした日の属する事業年度において、その贈与又は遺贈に係る不可欠特定財産について上記①ハ(イ)の定款の定めが設けられたこと又は同(ロ)若しくは(ハ)の財産が同(ロ)若しくは(ハ)の方法により管理されたことが確認できる書類として一定の書類をその事業年度終了の日から3月以内(その期間の経過する日後に申請書に係る提出期限(原則として、贈与又は遺贈があった日から4月以内)が到来する場合には、その提出期限まで)に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない(措令25の17⑨)。

(注) 上記の「一定の書類」とは、次の(1)から(3)までに掲げる法人の区分に応じ、(1)から(3)までの書類をいう(措規18の19⑨)。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

贈与又は遺贈を受ける財産について不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第2項第1号に規定する財産目録の写し

(2) 学校法人

贈与又は遺贈を受けた財産について学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基本金への組み入れがあったことを確認できる同会計基準第36条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し

(3) 社会福祉法人

贈与又は遺贈を受けた財産について社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する基本金への組み入れがあったことを確認できる同会計基準第30条第2項第6号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し

(2) 承認特例の対象となる学校法人は、私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限られる(措令25条の17⑦)。

通達20は、贈与又は遺贈を受けた学校法人が、「同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うもの」に該当するかどうかの確認を次のいずれかにより行うこととしたものである。

① 監査報告書

私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人は、同項の規定に基づき文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行わなければならないが、また、同条第3項の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない(原則)。したがって、監査報告書において、私立学校振興助成法第14条第1項に規定する文部科学大臣の定める基準(学校法人会計基準)に従い会計処理を行っていることと認められた学校法人は、承認特例の対象となる学校法人に該当するものとして取り扱う。

② 寄附行為

学校法人寄附行為作成例(昭和38年3月12日私立大学審議会決定)には、「法人の会計は、学校法

人会計基準により行う」旨の規定が設けられていることから、当該寄附行為作成例に従い、寄附行為中に「法人の会計は、学校法人会計基準により行う」旨の規定を設けている学校法人は、承認特例の対象となる学校法人に該当するものとして取り扱う。

なお、上記①又は②の書類に代えて学校法人が作成する「学校法人会計基準に従い会計処理を行う旨の確認書」（平成29年4月12日付29文科高第74号に基づくもの）の提出があった場合には、当該学校法人は、承認特例の対象となる学校法人に該当するものとして取り扱う。

(基本金に組み入れた財産の譲渡)

21 措令第25条の17第7項第3号ロ及びハかっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、措規第18条の19第5項又は第6項に規定する公益法人等の理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が当該公益法人等の財政基盤の強化を図るために同条第5項に規定する方法又は経営基盤の強化を図るために同条第6項に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

承認特例は、財産の贈与又は遺贈を受けた学校法人又は社会福祉法人が、贈与又は遺贈があつた日の属する事業年度中に贈与又は遺贈を受けた財産(贈与又は遺贈を受けた財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した財産)を次の方法により管理していることが承認要件の1つとされている。

① 学校法人

学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

② 社会福祉法人

社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

ところで、措令第25条の17第7項第3号ロ又はハかっこ書きの規定の適用を受ける場合は、贈与又は遺贈を受けた財産そのものは基本金に組み入れる必要はなく、当該財産を譲渡した収入金額の全部に相当する金額をもって取得した代替財産を基本金に組み入れればよいかとの疑問が生ずるが、同項柱書のかっこ書きでは「当該公益法人等が当該贈与又は遺贈に係る財産について同号ロ若しくはハに規定する方法により管理することとする・・・」と規定されているので、贈与又は遺贈を受けた財産そのものを譲渡の前に基本金に組み入れる必要がある。

通達21は、財産の贈与又は遺贈を受けた学校法人又は社会福祉法人が、学校法人の理事会その他これに準ずる機関又は社会福祉法人の理事会において、当該財産を基本金に組み入れる旨の決定を行う前に譲渡した場合は、承認特例の適用がないことを留意的に示したものである。

〔措令第25条の17第9項関係〕

（措令第25条の17第7項の申請の承認があった者が当該承認後に提出する同条第9項の確認書類の提出期限）

22 措令第25条の17第1項に規定する申請書が同項に定める期間内に提出されなかったことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る山林所得、譲渡所得又は雑所得につき国税通則法(昭和37年法律第66号)第24条((更正))から第26条((再更正))までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書の提出があったことから、同項後段の規定により当該申請書が当該期間内に提出されたものとされる場合であっても、措令第25条の17第9項の確認書類の提出期限となる当該申請書に係る提出期限が延長されたこととはならないことに留意する。

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

承認特例を適用した措置法第40条第1項後段の非課税承認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者で当該申請について承認があったもの(承認前に措規第18条の19第9項各号に掲げる不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第2項第1号に規定する財産目録の写し、学校法人会計基準第36条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し又は社会福祉法人会計基準第30条第2項第6号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し(以下「確認書類」という。)の提出期限が到来するものを含む。)は、当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度において措令第25条の17第7項第3号イないしハに規定する財産が同号イないしハに規定する方法により管理されたことが確認できる確認書類を当該事業年度終了後3月以内(当該期間の経過する日後に申請書の提出期限(措令25の17①)が到来する場合には、当該申請書の提出期限まで)に提出しなければならないこととされている(措令25の17⑨)。

申請書は、原則として、贈与又は遺贈があった日から4月以内に納税地の所轄税務署長を經由して、国税庁長官に提出しなければならないが、当該提出期限までに申請書の提出がなかったことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る山林所得、譲渡所得又は雑所得につき国税通則法第24条から第26条までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書の提出があったときは、当該提出期限までに当該申請書の提出があったものとみなされる(措令25の17①)。

ところで、措令第25条の17第1項の規定が同条第9項かっこ書きの確認書類の提出期限について準用されるのではないかとの疑義が生じる。しかし、申請書の提出が遅延したことについてやむを得ない理由があると認められた場合は、申請書の提出が期限内にあったとみなされるが、申請書の提出期限自体が延長されている訳ではない。

通達22は、措令第25条の17第9項かっこ書きを適用する上で確認書類の提出期限は延長されていないことを留意的に示したものである。